

実効性のある特別支援学校設置基準の制定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

文部科学省の調査によると、特別支援学校の児童・生徒数は増加傾向にあり、関係者や支援団体から、学校の編制や施設などの教育環境を改善するよう求める声が多く寄せられている。そのような中、国はこれまで定められていなかった特別支援学校設置基準を定め、2022年4月から施行することとしている。

しかし、施行予定の設置基準では学校の児童・生徒数や学級数の上限についての規定がないほか、現存する学校の編制や施設については、当分の間、従前の例によることができるとするなどの問題点が指摘されており、特別支援学校の教育環境をさらに改善させるためには、より実効性のある基準を制定するとともに、設置基準を少しでも上回る教育基準を実現するための財政的な支援も求められている。

また、特別支援学級における児童・生徒数も増加傾向にあるが、これらの児童・生徒の状況は多様であり、一人一人求められる対応に大きな差があることに加え、異なる学年の児童・生徒が同じ学級に在籍することもあるため、教員はそれぞれの児童・生徒に応じた指導が求められる。しかし、1学級8人とする現在の学級編制標準では教員の負担が大きく、十分な対応ができていないのが現状であることから、その引き下げが求められている。

よって、国会及び政府においては、実効性のある特別支援学校設置基準の制定及び特別支援学級の学級編制標準を改善するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）10月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員